

差し押さえた不動産を売却します 不動産合同公売

▶問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえを行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和4年度は期間入札となり、開札の会場も執行機関ごとに異なります。

詳しくは税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

入札期間 11月7日(月)～18日(金)

受付窓口 税務会計課 税務室

開札日 11月22日(火)

場 所 役場2階 大会議室



▲町ホームページ
はこちら

不動産公売物件

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-1	大字小倉字北田472番地8	土地	宅地	220.16㎡
		建物	居宅	66.24㎡
	大字小倉字北田470番6	土地	雑種地	4.23㎡
吉岡町-2	大字上野田字夫婦石1934番地1	土地	宅地	1,160.00㎡
		建物	研究所	90.26㎡
		建物	車庫	40.48㎡
		建物	研究所	13.24㎡
吉岡町-3	大字北下字藤塚312番3	土地	雑種地	363㎡
吉岡町-4	大字上野田字北野1329番477	土地	宅地	204.42㎡
吉岡町-5★	大字大久保字本宿2130番22	土地	畑	432㎡
	大字大久保字本宿2130番17	土地	宅地	40.41㎡
吉岡町-6★	大字大久保字本宿2130番地11	土地	宅地	258.31㎡
		建物	居宅	1階 109.03㎡ 2階 40.57㎡
	大字大久保字本宿2130番19	土地	畑	102㎡

★吉岡町-5、6の買受を希望する人は、農地の買受適格証明書が必要です。
(証明書の交付申請期間は限られています。町農業委員会でお早めの交付申請をお願いします。)

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。**なお、納付が遅れば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

差し押さえ処分実施件数
(令和3年度実績)

不動産	28件	
出資金	3件	
債権	預貯金	749件
	給与	38件
	その他	41件
合計	859件	



▲タイヤロックにより自動車などを差し押さえることもあります。